収 支 報 告 書

令和7年4月11日

堺市議会議長 田渕 和夫 様

議員氏名 的場 慎一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度政務活動費について 次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決 算 額		算	出	基	礎	等	
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円	×	e de	× 12/	7月 =	3,240,0	00 P
収入合計	3,240,000					7200	- +	- Va

专用

支出			The sale and		744.
使	途項	į B	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備考
調	查研	究 費			
研	修	費			
要	請・陳情記	動 費			
会	議	費			
資	料作力	成費		*** **** *** *** *** *** *** *** *** *	
資	料購	入費			
広	報·広	聴 費			
人	件	費	1,350,720	1,350,720	
事	務・事務	所費	1,017,544	1,017,544	
支	出 合	計	2,368,264	2,368,264	

様式第14号 (第7条関係)

令和6年度 事業実施報告書

主な事業・行事名	期	þ	内	容	<i>ø</i>)	説	明	
(人件費)	4/1~3/3	1	市政に関す	つる調査	研究およ	はび市政	女相談を	行う
	-		為事務員を	雇用し	た			
(事務・事務所)	4/1~3/3	1,	市政に関す	る調査	研究お。	はび市政	女相談を	行う
			為南区深陽	南にて	事務所を	と借り上	がた。	
			1					
							×	
-	i.							
	*						17	
	1							
	1							
4								
	1							
								1.54

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その作
6. 4. 10	1	810,000		810,000	政務活動費 4~6月分 受け入れ		
6. 4, 25	2		6, 833	803, 167	アスクル 事務所インク他購入代金	(9)	
6. 4. 25	3		120, 960	682,207	4月分人件費	3	
6. 4. 25	4		4, 784	677, 443	4月分電話代及びインターネット使用料	9	
6, 4, 25	5		2, 711	674, 732	4月分電気代	0	
6. 4. 25	6		13, 600	661, 132	5月分事務所月極駐車場貸借村	9	
6. 4. 25	7		64, 000	597, 132	5月分寧務所賃借料	(9)	
			İ				
		4			×		
				- ^			
月計		810,000	212,868				
果 計		810.000	212, 868	597, 132			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)
 - ② 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ⑨事務・事務所費)

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

	_				会派の名称・議員氏名 的場	真一	
年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 5. 24	8		100, 800	594, 068	5月分人件費	(8)	
6, 5, 28	9		4, 792	589, 276	5月分電話代及びインターネット使用料	(9)	
6, 5, 28	10		3, 064	586, 212	5月分電気代	(0)	
6, 5, 29	11		13, 600	572, 612	6月分事務所月極駐車場賃借料	(<u>0</u>)	
6. 5. 29	12		64, 100	508, 512	6月分事務所賃借料及び水道代	(9)	
					l.		
	2						
		ν					
		×					
					1		
							20
月計			186, 356		2 11		
界 計		810,000	399, 224	410, 776			

務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ③事務・事務所費)

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 6. 25	13		134, 400	276, 376	6月分人件費	8	
6. 6. 25	14		2. 728	273, 648	6月分魔気代	(9)	
6. 6. 25	15		4, 765	268, 883	6月分離話代及びインターキット使用料	9	
6, 6, 28	16		64, 000	204, 883	7月分享務所賃借料	9	
6. 6. 28	17		13, 600.	191, 283	7月分享務所月極駐車場賃借料	(9)	
					-		
			1				
(4)	*						
月計			219, 493				
果 計		810,000	618.717	191, 283			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。 (政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ⑨事務・事務所費)

会 計 帳 羞

	Mile artist		THE THE PERSON NAMED IN		会派の名称・議員氏名 的場 慎一		
年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 7. 10	18	810,000		1,001,283	政務活動費 7~9月分 受け入れ		
6. 7. 25	19	140	114, 240	887, 043	7月分人件費	(8)	
6. 7. 29	20		4,780	882, 263	7月分電話代及びインターネット使用料	9	
6, 7, 29	21		2, 891	879, 372	7月分電気代	9	
6, 7, 29	22		64, 050	815, 322	8月分事務所賃借料	9	
6. 7. 29	23		13, 600	801, 722	8月分事務所月極駐車場賃借料	9	
			X		-		
8							
月計		810,000	199, 561				
累計		1,620,000	818, 278	801,722	30 M 0 13 No		

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。 (政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)
 - 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ⑨事務・事務所費)

	No con		1	T	会派の名称・議員氏名 的場 慎一	***********	-
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6, 8, 23	24		94, 080	707, 642	8月分人件費	8	
6, 8, 26	25		3, 692	703, 950	8月分電気代	(9)	
6, 8, 26	26		4, 765	699, 185	8月分電話代及びインターネット使用料	(9)	
6, 8, 26	27		64,000	635, 185	9月分事務所賃借料	9	
6. 8. 26	28		13, 600	621, 585	9月分事務所月極駐車場賃借料	9	
1				2)			
		-0.1			*		
					5		
					7.		
	4:						
		St. 1-10					
	1000						
月計			180, 137				
果計		1, 620, 000	998, 415	621, 585			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)
 - 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ⑨事務・事務所費)

# 0 0	整理	de a de				T T	r -
年月日	番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 9. 10	29		7, 712	613, 873	マニラフォルダ購入代金	9	
6. 9. 25	30		134, 400	479, 473	9月分人件費	8	
6. 9. 27	31		7, 896	471, 577	10月分事務所月極駐車場賃借料	9	
6, 9, 27	32		37, 175	434, 402	10月分事務所賃借料及び水道代	<u>(9</u>)	
6. 9, 27	33		2, 958	431, 444	9月分電気代	9	
6. 9, 27	34		4, 765	426, 679	9月分電話代及びインターネット使用料	9	
				-			
				6 ×			
		<i>5</i>)					
					-		
月計			194, 906	i i			
累計		1,620,000	1, 193, 321	426, 679			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。 (政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)
 - 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

	整理	T	T		会派の名称・議員氏名 的場 慎一		
年月日	番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 10. 10	35	810,000		1, 236, 679	政務活動費 10~12月分 受け入れ		
6. 10, 25	36		64,000	1, 172, 679	11月分事務所賃借料	9	
6. 10. 25	37		13,600	1, 159, 079	11月分事務所月極駐車場賃借料	(8)	
6. 10. 25	38		80,640	1, 078, 439	10月分 人件費	8	
6, 10, 30	39		3, 396	1, 075, 043	10月分電気代	9	
6, 10. 30	40		4, 765	1, 070, 278	10月分電話代及びインターネット使用料	9	
月計		810,000	166, 401				
界計		2, 430, 000	1, 359, 722	1, 070, 278			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)
 - 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ⑨事務・事務所費)

年月日	整理	収入額	支出額	残額	会派の名称・議員氏名 的場 慎一 内容	項目	その他
6. 11. 25	番号		87, 360	982,918	11月分 人件費	8	
6. 11. 25	42		2, 794	980, 124	11月分 電気代	9	
6. 11. 25	43		4, 822	975, 302	11月分 電話代及びインターネット使用料	9	
6, 11, 28	44		65, 576	909, 726	12月分事務所賃借料	0	
6. 11. 28	45		13,600	896, 126	12月分事務所月極駐車場賃借料	9	
月計			174, 152				
累計		2, 430, 000	1,533,874	896, 126	* /元學工程:華〇相八五 1 1 0 0 0		

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)
 - 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ⑨事務・事務所費)

					会派の名称・議員氏名 的場 慎一	-	
年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6. 12. 25	46		134,400	761,726	12月分 人件費	8	
6, 12, 25	47		64,000	697, 726	1月分 事務所賃借料	9	
6. 12. 25	48		13, 600	684, 126	1月分 事務所月極駐車場賃借料	9	
6. 12. 27	49		2, 715	681, 411	12月分 電気代	9	
6. 12. 27	50		2, 955	678, 456	12月分 電話代及びインターネット使用料	9	
月計			217,670				
果計		2, 430, 000	1,751,644	678, 456			
唐娄 1		100h S a s 1 a shee as	マロキ出のロ		ス (砂な汗動薬の物八悪スカ 〇日/		

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。 (政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)
 - 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項自	その他
5. 1.10	51	810.000		1, 488, 456	政務活動費 1~3月分 受け入れ		
5. 1. 23	52		7, 600	1, 480, 856	インク他 購入代金	(9)	
5, 1, 24	53		4, 906	1, 475, 950	1月分 戴腊代及びインターネット使用料	٩	
5, I, 24	54		3, 617	1, 472, 333	1月分 電気代	9	
5.1.24	55)		94, 080	1, 378, 253	1月分 人件費	(§)	
5. 1, 24	56		64,000	1, 314, 253	2月分事務所賃借料	•	
5. F./24	57		13, 600	1, 300, 653	2月分事務所月極駐車場賃借料	0	
	and have be						
							Was to the
					All and the second seco		0-11-
月計		\$10,000	187, 803				
界 計		3, 240, 000	1, 939, 347	1, 300, 653			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。 (政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
 - 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ③事務・事務所費)

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

200000000	整理	California Control			会派の名称・議員氏名 的場	惧一	20
年月日	番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7, 2, 19	58		3, 185	1, 297, 468	事務所文具 購入代金	9	
7, 2, 25	-59		2, 679	1, 294, 789	2月分. 電気代	(9)	
7, 2, 25	601		4, 765	1, 290, 024	2月分 電話代及びインターネット使用料	9	
7. 2. 25	61		141, 120	1, 148, 904	2月分 人件費	8	
7. 2. 26	62		64, 000	1, 084, 904	3月分事務所賃借料	0	
							1
						E 11	
***					10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		
		H					
A 31			215, 749				
累計		3, 240, 000	2, 155, 096	1, 084, 904			
2. 1	Friends 1	1001714 107	A VINTERIO	Oct 1988 1. 27 14	ナス (成数活動悪の押公益より	0.000	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事 務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ①事務・事務所費)

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

			·	,	云派の名称・議員氏名 的場	澳一	
年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	そ <i>0</i> 他
7, 3, 10	63	1414	13, 600	1,071,304	3月分事務所月極駐車場賃借料	9	
7. 3. 25	64.		114, 240	957, 064	3月分 人件費	8	
7, 3, 25	65		2, 701	954, 363	3月分 電気代	9	
7, 3, 25	66		4,:822	949, 541	3月分 電話代 及びインターネット使用料	(9)	
7; 3, 26	67	TAMBLE .	64, 205	885, 336	4月分事務所賃借料及び水道代	9	
7, 3, 26	68		13,600	871, 736	4月分事務所月極駐車場賃借料	9)	
W	al en s				THE STATE OF THE S		
THE PARTY OF THE P							
# 1.5 W.							
							W
							-
			c .			-	
						-	
月計			213, 168				
m at		3, 240, 000	2, 368, 264	871, 736			
4	Calazzo	(400 years) 100	70.371.331.4171.3				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事 務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動 費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請 ・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、 ⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

		会派の名	称・議員氏名	Ä	的場	慎一
ふりがな						
被雇用者の						
氏 名						
生年月日						
住 所	堺市					
雇用期間 (雇用開始日)	令和 6	年 4月 1日 ~	令和7年	8月 8	1月	
雇用形態	■直接雇用	口その他(派法	計等)	
勤務時間数	*	140 時間 / 月	1 (1 日	7時間×	20 日	/ 月)
賃金額	□月額	□日額 ■時給		1,2	00円	
業務內容	■政務活動	■政党活動 ■征	後接会活動)活動	
接分	80	■勤務実態をもとに算定 (月勤務時間数のう (月勤			112	2 時間
	%	□職務内容をもとに算定	※下記参照	<u>K</u>		
議員との関係	□生計を一	にしない親族 ■第3	三者 □そ	の他()
成果との関係	※議員と被	雇用者の関係は、生計を	と一にしてい	ないことを条	件とする。	
備考						

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	生 年 月 日
氏 名	生
現 住 所	堺市 TEL
	下記の条件で契約します。
雇用期間	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとば慎一事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時から13時まで)
体 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇
給与(賃金)	時給 1,200 円
給与支払	毎月 20 日締め切り、25 日支払
給与振込先	現金支払
	上記契約期間満了をもって本契約を解消する。
契約書は2通	作成し、双方が各 1 通を保管する。
	令和6年 3月 31日
	雇用者 堺市議会議員 的場 慎一
	被雇用者

出 勤 簿(令和6年 3月)

氏名:

-	7 IN IN AA	1.1. Alle pub desi	المرابع والمرابع والمرابع والمرابع والمرابع والمرابع	労働	時間	/±±	±c.	
日	曜日	始業時刻	終業時刻 -	基本	時間外	備	考	
1日	金	9:00	17:00	7:00				
2 日	土							
3 日	日							
4 日	月	9:00	17:00	7:00				
5日	火	9:00	17:00	7:00				
6日	水	9:00	17:00	7:00				
7日	木							
8日	金	9:00	`17:00	7:00				
9 日.	土							
10 日	B							
11 日	月	9:00	17:00	7:00				
12 日	火	9:00	17:00	7:00				
13 日	水	9:00	17:00	7:00				
14 日	木	9:00	17:00	7:00				
15 日	金	9:00	17:00	7:00				
16 日	土							
17 日	日							
18日	月	9:00	17:00	7:00			-	
19 月	火							
20 日	水					20日締め	105 h	
21 日	木							
22 日	金	9:00	17:00	7:00				
23 日	土							
24 日	日							
25 日	月	9:00	17:00	7:00				
26 日	火							
27 日	水	9:00	17:00	7:00				
28 日	木	9:00	17:00	7:00				
29 日	金	9:00	17:00	7:00				
30 日	土							
31 日	日							
			計	112h	38			
			出勤日数		16 目		確認用	

出 勒 傳(令和6年 4月)

		The Company of the Co	A.E. 310 m 1 d m	労働)時間		61 J-
日	曜日	始業時刻	終業時刻	基本	時間外	一	者
1日	月		1				
2日	火	9:00	17:00	7:00			
3日	水	9:00	17:00	7:00			
4日	木	9:00	17:00	7:00			7.02-2.00
5月	金	9:00	17:00	7:00		Ŧ.	
6月	土						1.—
7日	月						
8 日	月						,
9. 日	火	9:00	17:00	7:00			
10 日	水	9:00	17:00	7:00			
11 日	木	9:00	17:00	7:00			
12日	金	9:00	17:00	7:00			35.7
13 日	土						
14 日	日						
15 日	月	9:00	17:00	7:00			
16 日	火	9:00	17:00	7:00			
17日	水	9:00	17:00	7:00			
18 日	木	9:00	17:00	7:00			
19 日	金	9:00	17:00	7:00			
20 日	土					20日締	126 h
21日	Ħ						
22 日	月						
23 日	火	9:00	17:00	7:00			
24 日	水	9:00	17:00	7:00			
25 日	木	9:00	17:00	7:00			
26 日	金						
27 月	土			2 1			
28 日	且						
29 日	月						
30 日	火	9:00	17:00	7:00			
-			合計	119h		-	
			出勤日数	1404	17日		確認自

出 巅 簿(令和6年 5月)

		11 444 54 4.3	AL MARK I	労働	時間	
日	曜日	始業時刻	終業時刻	基本	時間外	一備考
1日	水	9:00	17:00	7:00		
2月	木	9:00	17:00	7:00		
3 日	金					
4日	土					
5日	日					
6月	月					
7日	火	1				
8日	水	9:00	17:00	7:00		
9月	木	9:00	17:00	7:00		
10 日	金	9:00	17:00	7:00		
11日	土					
12日	P					
13日	月	9:00	17:00	7:00		
14 日	火	9:00	17:00	7:00		11
15日	水	9:00	17:00	7:00		
16 日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18 月	土					
19日	日					1
20 日	月	9:00	17:00	7:00		20 日緒 105 h
21日	火					1
22日	水	9:00	17:00	7:00		
23 日	木	9:00	17:00	7:00 .		181
24 日	金	9:00	17:00	7:00		
25 日	土					
26 日	日					
27 日	月					
28日	火	9:00	17:00	7:00		
29 日	水	9:00	17:00	7:00		
30 日	木	9:00	17:00	7:00		
31 日	金	9:00	17:00	7:00		
		****	合計	126h		16
			出勤日数		18日	

出 勤 律(令和6年 6月)

17	
25	
⇗	LA.

	nes en	L to Allegate deal	CA HE DT THE	労働	時間	/#= +#.
日	曜日	始業時刻	終業時刻	基本	本時間外	一 備 考
1日	土					
2日	B					
3 日	月	9:00	17:00	7:00		
4日	火	9:00	17:00	7:00		
5日	水	9:00	17:00	7:00		
6日	木	9:00	17:00	7:00		
7日	金					
8 月	土					A Land There are
9 日	日					
10 日	月	9:00	17:00	7:00		
11 日	火	9:00	17:00	7:00		
12 日	水	9:00	17:00	7:00		
13 日	木	9:00	17:00	7:00		
14 日	金	9:00	17:00	7:00		
15日	土	1/				
16日	日					
17日	月	9:00	17:00	7:00		
18 日	火	9:00	17:00	7:00		
19月	水	9:00	17:00	7:00	iel will and	
20 日	木	9:00	17:00	7:00		20 日緒 140 h
21 日	金					
22 日	土					
23 日	日					
24 日	月	9:00	17:00	7:00		
25 日	火	9:00	17:00	7:00		
26 日	水					
27日	木	9100	17:00	7:00		
28 日	金	9:00	17:00	7:00		
29 日	土					
30 日	日					
			合計	119h		
			出勤日数	*****	17日	確認

出 勤 簿(令和6年 7月)

DL 27	
13.20	

目	曜日	115 210 215 416	<i>₩</i> 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	労働	時間	144a
FI	附東口	始業時刻	終業時刻	基本	時間外	備考
1 日	月			illimitte er ve		
2 日	火	9:00	17:00	7:00		
3 日	水	9:00	17:00	7:00		
4日	木	9:00	17:00	7:00		
5日	金	9:00	17:00	7:00		
6 日	土					
7日	月			¥		
8月	月	9:00	17:00	7:00	To Serve of the House Warner of the County of	
9日	火	9:00	17:00	7:00		1
10 日	水	9:00	17:00	7:00		100-050
11 日	木	9:00	17:00	7:00		(
12 日	金	9:00	17:00	7:00		
13 日	土					
14日	Ħ					
15日	月					
16 日	火	9:00	17:00	7:00		
17日	水	9:00	17:00	7:00		a la comunicación de la comunica
18日	木	9:00	17:00	7:00		Toward toward and
19 日	金	9:00	17:00	7:00		
20 日	土			*		20 日締め 119 h
21 日	日					
22 日	月					
23 日	火	9:00	17:00	7:00		
24 日	水	9:00	17:00	7:00		
25 日	木	9:00	17:00	7:00		
26 日	金					
27日	土					
28 日	日					L. A. C. Harrison and J. C. L.
29 日	月	9:00	17:00	7:00		X ₁₁
30 日	火	9:00	17:00	7:00		*
31 日	水	9:00	17:00	7:00		
	112.70		合計	133h		
			出勤日数		19目	確認印

出 勒 傳(令和6年 8月)

ď.	Ly.
仄	名 .

ь	n33 m	114-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-	AA MARA AU	労働!	持間	falls also
日	曜日	始業時刻	終業時刻	基本	時間外	一 備 考
1月	木					
2日	金	9:00	17:00	7:00		
3 日	土					
4日	日					
5日	月	9:00	17:00	7:00		
6 目	火	9:00	17:00	7:00		
7日	水	9:00	17:00	7:00		
8 日	木	9:00	17:00	7:00	100000000000000000000000000000000000000	
9日	金	9:00	17:00	7:00		water-service and the service
10 日	±					
11 日	日				THE PARTY OF THE P	ON THE STATE OF TH
12 日	月					
13日	火					
14日	水					
15 日	木					
16 日.	金					
17日	土					45.2
18 日	日					100
19 日	月	9:00	17:00	7:00		
20 日	火	9:00	17:00	7:00		20 日締分 98h
21 日	水					
22 日	木	9:00	17:00	7:00		
23 日	金	9:00	17:00	7:00		
24 日	±				5	
25 日	月			C		
26 月	月					
27日	火	9:00	17:00	7:00	31340	
28 日	水	9:00	17:00	7:00		
29 日	木	9:00	17:00	7:00		
30 日	金	9:00	17:00	7:00		
31 日	±					
a-Comenic			合計	98h		
			出勤日数		14日	確認印

出勤 傳(令和6年 9月)

氏名:

Ħ	曜日	始業時刻	% ₩ □ ★ ☆ 	労働	時間	/#± +×.
Н	ME 口	外口来中寸约	終業時刻	基本	時間外	備考
1月	日					
2 日	月	9:00	17:00	7:00		
3 日	火	9:00	17:00	7:00		
4 日	水	9:00	17:00	7:00		
5 日	木	9:00	17:00	7:00		
6日	金	9:00	17:00	7:00		
7 日	土					
8 目	月				SVAVA-TATILIS	
9日	月	9:00	17:00	7:00		
10 日	火	9:00	17:00	7:00		
11日	水	9:00	17:00	7:00		
12 日	木	9:00	17:00	7:00	(4. ideal a sealar)	
13 日	金	9:00	17:00	7:00	20 12230	
14 日	土					
15 日	日	0				
16 日	月					
17日	火	9:00	17:00	7:00		
18 日	水	9:00	17:00	7:00		
19 日	木	9:00	17:00	7:00		
20 日	金	9:00	17:00	7:00		20 日締め 140 h
21 日	土					
22 日	Ħ		100 100 - 50 - 50			
23 日	月					
24 日	火	Ludi Marco III				
25 日	水	9:00	17:00	7:00		All desirations are a
26 日	木					
27日	金	9:00	17:00	7:00		
28 日	±					
29 日	日					
30 ∄	月	9:00	17:00	7:00		
			合計	119h	;	
			出勤日数		17日	確認印

出 勤 簿(令和6年 10月)

日	_		I I MATE L	Ab Marts Int	労働	氏名: 時間		
2 日 水 9:00 17:00 7:00 3 日 木 9:00 17:00 7:00 7:00 4日 金 9:00 17:00 7:00 7:00 5日 土 6日 日 7日 月 9:00 17:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00 7:00	日	曜日	始業時刻	終業時刻		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備考	
3 日 木 9:00 17:00 7:00 4 日 金 9:00 17:00 7:00 5 日 土	1日	火	9:00	17:00	7:00			
4日 金 9:00 17:00 7:00 15日 土 6日 日	2日	水	9:00	17:00	7:00			
5日 土 6日 日 6日 日 7日 月 7日 月 9:00 8日 火 9:00 9日 水 9:00 10日 木 9:00 11日 金 9:00 12日 土 13日 日 13日 日 14日 月 15日 火 16日 水 17日 木 18日 金 19日 土 20日締め 84h 22日 月 22日 火 23日 水 24日 木 24日 木 22日 月 25日 金 22日 月 26日 土 227日 日 28日 月 29日 火 30日 水 30日 水	3 月	木	9:00	17:00	7:00			
6日 日 日 9:00 17:00 7:00 8日 火 9:00 17:00 7:00 7:00 10日 木 9:00 17:00 7:00 7:00 11日 金 9:00 17:00 7:00 7:00 11日 金 9:00 17:00 7:00 7:00 11日 金 9:00 17:00 7:00 12日 土 13日 日 日 14日 月 15日 火 16日 水 17日 木 18日 金 19日 土 20日 日 20日締め 84 h 21日 月 22日 火 23日 水 24日 木 25日 日 22日 火 23日 水 24日 木 25日 日 22日 火 23日 水 33日 木 34日 7300 7300 7300 7300 7300 7300 7300 730	4日	金	9:00	17:00	7:00			
7 日 月 9:00 17:00 7:00 8日 大 9:00 17:00 7:00 7:00 9日 水 9:00 17:00 7:00 7:00 10日 木 9:00 17:00 7:00 11日 金 9:00 17:00 7:00 12日 士 13日 日 14日 月 15日 大 16日 木 17日 木 18日 金 19日 土 20日 日 20日緒か 84日 21日 月 22日 大 23日 木 24日 木 25日 金 26日 土 27日 日 28日 月 29日 大 330日 大 331日 木 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5日	土						
8 日	6日	日						
9 日 水 9:00 17:00 7:00 11 日 金 9:00 17:00 7:00 11 日 金 9:00 17:00 7:00 12 日 土 13 日 日 14 日 月 15 日 火 16 日 水 17 日 木 18 日 金 19 日 土 20 日 日 20 日 締め 84 h 21 日 月 22 日 火 23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 29 日 火 30 日 水 31 日 木 32 日 火 30 日 水 31 日 木 31 日 木 32 日 ハ 32 日 ハ 33 日 木 34 日 ハ 34	7日	月	9:00	17:00	7:00			
10 日 木 9:00 17:00 7:00	8 日	火	9:00	17:00	7:00			
11 日 金 9:00 17:00 7:00	9 日	水	9:00	17:00	7:00			
12 目 土 13 目 目 14 目 月 15 目 火 16 日 水 17 日 木 18 目 金 19 日 土 20 日 月 22 日 火 23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	10 日	木	9:00	17:00	7:00			
13 日 日 14 日 月 15 日 火 16 日 水 17 日 木 18 日 金 19 日 土 20 日 日 20 日締め 84 h 21 日 月 22 日 火 23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	11 日	金	9:00	17:00	7:00			
14 日 月 15 日 火 16 日 水 17 日 木 18 日 金 19 日 土 20 日 日 22 日 月 22 日 火 23 日 木 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	12 日	土						
15 日 火 16 日 水 17 日 木 18 日 金 19 日 土 20 日 日 20 日 日 20 日 新 21 日 月 22 日 火 23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	13 日	日						
16 日 水 17 日 木 18 日 金 19 日 土 20 日 日 21 日 月 22 日 火 23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	14 日	月						
17日 木 18日 金 19日 土 20日 日 21日 月 22日 火 23日 水 24日 木 25日 金 26日 土 27日 日 28日 月 29日 火 30日 水 31日 木	15 日	火						
18日金 19日土 20日日 20日月 21日月 22日火 23日水 24日木 25日金 26日土 27日日 28日月 29日火 30日水 31日木	16 日	水						
19日 土 20日 日 20日締め 84h 21日 月 22日 火 23日 水 24日 木 25日 金 25日 日 27日 日 27日 日 29日 火 30日 水 31日 木 31日 木	17日	木						
20日日日 20日締め 84h 21日月 22日火 23日水 24日木 25日金 26日土 27日日 27日日 28日月 29日火 30日水 31日木	18 日	金						
21 日 月 22 日 火 23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	19 日	土						
22 日 火 23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	20 日	日					20日締め 84h	
23 日 水 24 日 木 25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	21日	月						
24日 木 25日 金 26日 土 27日 日 28日 月 29日 火 30日 水 31日 木	22 日	火						
25 日 金 26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	23 日	水						
26 日 土 27 日 日 28 日 月 29 日 火 30 日 水 31 日 木	24 日	木						
27日日日 28日月 29日火 30日水 31日木	25 日	金						
28日月 29日火 30日水 31日木	26 日	土						
29 日 火 30 日 水 31 日 木		日						
30日 水 31日 木	28 日	月			V.			
31日 木	29 月							-
31日 木	30 日	水						
△ ₩ 69b								
CHI CON I			*	合計	63h			

9日

出勤日数

出 勤 簿(令和6年 11月)

氏名:

	H FÉG	المالة والمالة المالة	الملد وأدوا كاللاد الأوا	労働	時間		4
日	曜日	始業時刻	終業時刻	基本	時間外	一 備	考
1日	金	9:00	17:00	7:00			
2日	土						
3 日	日						
4日	月						
5日	火	9:00	17:00	7:00			
6 日	水	9:00	17:00	7:00			
7 日	木	9:00	17:00	7:00			
8日	金	9:00	17:00	7:00			
9日	土						
10 日	日						
11日	月	9:00	17:00	7:00			
12日	火	9:00	17:00	7:00			
13 日	水	9:00	17:00	7:00			
14 日	木	9:00	17:00	7:00			
15 日	金	9:00	17:00	7:00			
16 日	±						
17日	日						
18 日	月	9:00	17:00	7:00			
19 日	火	9:00	17:00	7:00			
20 日	水	9:00	17:00	7:00		20日締	91 h
21 日	木	9:00	17:00	7:00			
22 日	金	9:00	17:00	7:00			
23 日	土						
24 日	日						
25 日	月	9:00	17:00	7:00			
26 目	火	9:00	17:00	7:00			
27 日	水	9:00	17:00	7:00			
28 日	木	9:00	17:00	7:00			
29 日	金	9:00	17:00	7:00			
30 日	±						
			合計	140h			
			出勤日数		20 日	1	

出 勤 簿(令和6年 12月)

氏名:

	n## 17	46-44-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-	66 ₩ n± ± 11	労働	時間	/#	-te.
日	曜日	始業時刻	終業時刻	基本	時間外	備	考
1日	日						
2 月	月						
3 日	火	9:00	17:00	7:00			
4 日	水	9:00	17:00	7:00			
5日	木	9:00	17:00	7:00			4
6 日	金	9:00	17:00	7:00			
7月	土						
8日	日			L			
9日	月	9:00	17:00	7:00			
10 日	火	9:00	17:00	7:00			
11 日	水	9:00	17:00	7:00			
12日	木	9:00	17:00	7:00			
13 日	金	9:00	17:00	7:00			
14 日	土						
15 日	日						
16 日	月	9:00	17:00	7:00			
17 日	火						
18日	水	9:00	17:00	7:00			
19 日	木	9:00	17:00	7:00			
20 日	金	9:00	17:00	7:00		20 日締め	140 h
21日	土						
22 日	日						
23 日	月						
24 日	火	9:00	17:00	7:00			
25 日	水	9:00	17:00	7:00			
26 日	木	9:00	17:00	7:00			
27 日	金	9:00	17:00	7:00			
28 日	土						
29 日	Ħ						
30 日	月						
31 日	火						
441			合計	119h			
			出勤日数		17日]	確認印

出 勤 簿(令和7年 1月)

 T	>2	4	
 1	ø	1	

71	rı EEn	Li, Wenderley	Ode Alle puls dell	労働	時間	/air av
H	曜日	始業時刻	終業時刻	基本	時間外	一 備 考
1日	水					
2日	木			***		
3 日	金					
4日	土	X				
5 日	B					
6 月	月	9:00	17:00	7:00		
7日	火	9:00	17:00	7:00		
8日	水	9:00	17:00	7:00		
9日	木	9:00	17:00	7:00		
10 日	金	9:00:	17:00	7:00		
11日	±					
12 日	B					
13日	月					
14 日	火	9:00	17:00	7:00		
15 日	水	9:00	17:00	7:00		
16 日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土					
19 日	目					
20 日	月	9:00	17:00	7:00		20 日締め 98 h
21 日	火					
22 日	水	9:00	17:00	7:00		
23 日	木	9:00	17:00	7:00		
24 日	金	9:00	17:00	7:00		
25 日	±			.,		
26 日	Ħ					
27日	月	9:00	17:00	7:00		
28 □	火	9:00	17:00	7:00		
29月	水	9:00	17:00	7:00		
30 日	火	9:00	17:00	7:00		
31 日	水	9:00	17:00	7:00		
			合計	126h	15	
			出勤日数		18日	確認自

出 勤 簿(令和7年 2月)

11	17
	-7
1	

0	g32 m	to the new training	66 ህ ሃ በተ-ተብ	労働	時間	/sh: +x.
B	曜日	始業時刻	終業時刻 -	基本	時間外	備考
1日	土					
2 日	B			1-3-000/11/2 (4-1)		
3.日	月	9:00	17:00	7:00		
4 日	火	9:00	17:00	7:00		
5日	水	9:00	17:00	7:00		
6 日	木	9:00	17:00	7:00		
7日	金	9:00	17:00	7:00	1-12-	
8日	土					
9日	H					
10日	月	9:00	17:00	7:00		
11 日	火					
12日	水	9:00	17:00	7:00		
13 日	木	9:00	17:00	7:00		
14 日	金	9:00	17:00	7:00		
15日	±		=->####################################			
16 日	B					
17日	月	9:00	17:00	7:00		
18日	火	9:00	17:00	7:00		
19日	水	9:00	17:00	7:00		
20日	木	9:00	17:00	7:00		20 日締め 147h
21 日	金	9:00	17:00	7:00		
22 日	±	9:00	17:00	7:00		
23 日	A				Meyer-manyaran	which is alternated and being the
24 日	月					
25日	火	9:00	17:00	7:00		
26 日	水					
27日	木	9:00	17:00	7:00		
28 日	金	9:00	17:00	7:00		
_						
			合計	126h	<u> </u>	
			出勤日数		18日	確認印



出 勤 簿(令和7年 3月)

	11
L.V	4-1
	and the same

Ħ	曜日	始業時刻	終業時刻	労働	時間	/ ₁ /1/2 ±1.25.
				基本	時間外	備考
1 日	±					
2 日	日					
3 Н	月					
4 E	火	9:00	17:00	7:00		
5 日	水	9:00	17:00	7:00		
6 日	木	9:00	17:00	7:00		
7日	金	9:00	17:00	7400		
8日	土					
9日	B					
10 日	月	9:00	17:00	7:00		
11日	火	9:00	17:00	7:00		
12日	水	9:00	17:00	7:00		
13 日	木	9:00	17:00	7:00		
14日	金	9:00	17:00	7:00		
15日	£					
16日	B			102-03		
17日	月	9:00	17:00	7:00		
18日	火	9:00	17:00	7:00		
19日	水	9:00	17:00	7:00		
20 日	术			7		20 日締め 119 h
21日	金		=======================================			
22 日	土					
23 日	B					
24 日	月	9:00	17:00	7:00		
25 日	火	9:00	17:00	7:00		
26 日	水					
27 日	术	9:00	17:00	7:00		
28 日	金	9:00	17:00	7:00		
29 日	土					
30 日	'目'					
31 E	月	9:00	17:00	7:00		
			青	119h		
	7		出勤日数		17 FI	確認印

事務所(使用)状況報告書

III.			4	会派の名称・議員氏名	的場 慎一			
管理責任者 (議員名)	的場 慎一							
事務所名	まとば慎一	事務所			. 3			
所在地	〒590-01 堺市南区深		42-12	TEL 072 (280)	1887			
	□自宅兼事務所 ■専用事務所 (賃貸借契約先 日生ハウシ゚ング㈱) □私的使用 □後援会事務所 ■ 有 ⇒	ング"(柄))						
	76 m V 1	and PT	口私的	使用				
兼用の有無	■有⇒		□後援会事務所					
			■政党活動事務所(政党関連の物品等も置いている)					
Sanking and Well property of			□会社等 (関係団体)					
延べ面積		27 m²	賃借料					
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	口使用		*の説明方法を選択) る 使用面積 ㎡/延 る 月 140 時間のうち				
事務所関連経費	維持管理 経費 ■電気代・・・ 80% ■水道代・・・ 80% □ガス代・・・ % ■固定電話代・・・ 80% ■その他・・・ %							
按分比率など			80%	月額 (政務活動費売当額	17,000 円 13.600 円)			
		【所名	地』場	市南区深阪南 340-1 駐車場区画				
所有区分			177670	■第三者 □その他(計を一にしていないことを条件とす) 5.			
備考					×			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



建物賃貸借契約書(事業用)

物件名 堺市南区深阪南342-12 東野店舗

契約締結日 平成25年10月10日

賃貸借期間 平成25年10月11日

平成27年9月30日

貸主

借主 的場 慎一

建物賃貸借契約書

当 賃 主 借 主 的場 慎 使 用 者 的場 慎 管 理 者 日生ハウジング株式会社 賃 名 称 東野店舗 所 在 地 (住居表示) 堺市南区深阪南342-12									
事 使用者的場值 者管理者日生ハウジング株式会社 名称東野店舗 資所在地(住居表示)堺市南区深阪南342-12									
使用者的場質 管理者 日生ハウジング株式会社 質所在地(住居表示)堺市南区深阪南342-12	的場 慎								
名 本 日 イ イ イ イ イ イ イ イ イ	的場 慎								
貸 所 在 地 (住居表示) 堺市南区深阪南342-12									
貸 所 在 地 (住居表示) 堺市南区深阪南342-12	東野店舗								
ZIL ZIL	(住居表示) 堺市南区深阪南342-12								
借 構 造 鉄骨造陸屋根3階建 種別 事業用	791								
件 間 取 り 1階店舗部分ワンフロア 面積 1階登記記録面積 39.3 のうち 約27									
使用目的事務所									
賃貸借期間 平成 25 年 10 月 11 日 から 平成 27 年 9 月 30 日 までとする	平成 25 年 10 月 11 日 から 平成 27 年 9 月 30 日 までとする								
更 新 本契約書第3条但し書きの通りとする									
賃 料 (月額) ¥80,000- 駐車場代金 駐車場無し	駐車場無し								
昔 礼 金 (一時金)至 敷 金 一									
火災保険料 (2年毎更新) 借主にて加入 賃貸保証料 -	賃貸保証料 —								
登主の指定 金融機関名: りそな銀行 本支店名: 泉北とが支店	金融機関名: りそな銀行 本支店名: 泉北とが支店								
	口座番号: 普通口座 口座名義: 日生ハウジング 三好 明								
振込口座 ※家賃等の振込料は借主の負担とする フリガナ: ニッセイハウジングミ	ーーーー ミヨシアキ								
1. 本物件は、貸主と日生ハウジング㈱との間で建物管理委託契約を締結しております。 借主は、賃料の支払い、各種通知、承認、協議、申し立て、要望事項は管理者たる日生ハウジング㈱に行うものとしま 2. 本物件は、平成 25 年 10 月 5 日にご内覧頂きました、現状でのお引渡しとなります。契約開始後に設置したキッチンコン等の造作物は、退去する際には借主の費用負担にて撤去し、原状復帰する必要があります。 3. 水道料金は貸主にて子メーターでの検針を行います。2か月毎に貸主より請求された金額を直接支払うものとする。	ンセットやコ								
	9								
※別途、鍵受領書にて対応									
32									

貸主と借主は、以下の通り建物賃貸借に関する契約を締結する。

(第1条) 物件の表示

賃貸借の目的物件(以下、「本物件」という)は標記の通りとする。

(第2条) 使用目的

借主は本物件を標記の目的にのみ使用する。

(第3条) 契約期間

賃貸借の期間は標記の通りとする。但し、賃貸借期間満了日の6ヶ月前までに貸主または借主から何らの申 し出がないときは、更に1年間契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

(第4条) 善管注意義務

- 1. 借主は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
- 2. 借主は、自己又は借主の同居者の責に帰すべき事由により、本物件及び共同施設等を破損又は滅失させた時、これを原状に回復し又は貸主へ損害を賠償しなければならない。

(第5条) 賃料及び管理費(共益費)

賃料及び管理費は標記の通りとし、毎月月末迄に翌月分を貸主の指定する方法により支払う。

尚、賃貸借開始日の属する月の賃料・管理費は日割計算(開始日は期間に算入し1円未満の端数はこれを切がてる)とし、賃貸借終了日の属する月賃料・管理費は借主が1ヶ月分を負担する。但し、第13条第3項又に第14条の規定により賃貸借が終了する場合は日割計算で精算する。

振込料等、支払いに要する費用は借主の負担とする。

(第6条) 敷金

- 1. 借主は、本契約に基づく賃料支払義務・損害賠償義務その他の債務を担保するため、敷金として標記の金額を契約締結と同時に貸主に預託する。なお、敷金には利息を付さない。
- 2. 借主が、賃料等の支払を延滞し、または貸主に対する損害賠償があるときは、貸主は任意に敷金をもって借主の債務の弁済に充当することができる。但し、貸主は敷金から差引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。尚、これにより敷金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。また賃貸借中、借主は敷金をもって賃料その他この契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することはできない。
- 3. 敷金は、賃貸借が終了し借主が本物件を明渡した場合に、借主の負担すべき債務の完済を確認後速やかに返還するものとする。但し、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納・自然損傷以外(故意・過失等)原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる借主の債務が存在する場合には、当該債務額を敷金から差し引くことができるものとする。尚、差し引きする債務が発生した場合、貸主は借主にその内訳を明示しなければならない。
- 4. 上記差し引きの額が敷金を超える金額となった場合は、借主は別途実費での精算を行うものとする。
- 5. 借主は賃貸借の終了にあたり、公共料金(電気・ガス・水道等)の精算・本物件の明渡しを完了した(入居時に受け取った鍵の返還)後でなければ敷金の返還を受けることができない。
- 6. 借主は敷金の返還請求権について第三者に譲渡し、あるいは担保差し入れ等を行ってはならない。

(第7条) 礼金

標記に礼金の定めがある場合、借主は本契約締結と同時に礼金として標記金額を貸主に支払うものとする。尚、この礼金は借主に返還しないものとする。

(第8条) 賃料及びその他の変更

- 1. 貸主または借主は次のいずれかに該当する場合で、その必要が認められる場合は、賃料・共益費・駐車料金及び敷金(保証金)等の額の改定を協議のうえ行うことができる。
 - (I) 物価及び近隣の建物賃料等に変動が生じたとき。

- ② 集合住宅としての管理費が改定されたとき。
- ③ 建物の維持管理費用・火災保険料・地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
- ④ 建物に改良が施されたとき。
- 2. 貸主または借主は前項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の2ヶ月前迄に変更の理由・期日・変更後の金額等を書面をもって相手方に通知しなければならない。
- 3. 前項における賃料等の改定が立会人の労務により成立した場合、増額の場合貸主が、減額の場合借主が立会人に対し報酬を支払う。当規定は貸主または借主の依頼によるその他の立会人の労務についても準用する。

(第9条) 遅滞損害金

貸主または借主が本契約により生じる金銭債務の履行を遅滞したときは、年利14%の割合による遅延損害 金を付して相手方に支払う。

(第10条) 貸主の承諾を必要とする事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届け出、貸主の承諾を得なければならない。

- ① 本契約書の入居者氏名の項に記載された以外の者を同居させようとするとき。(出生は除外)
- ② 居住者全員が引続き1ヶ月以上住宅に居住しないとき。
- ③ 住宅の模様替、その他施設に変更を加えようとするとき。

(第11条) 届出事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を書面をもって届け出なければならない。

- ① 借主又は連帯保証人の、住所・氏名(法人の場合は商号、代表者の氏名)又は職業・勤務先(法人の場合は業種)に変更が生じたとき。
- ② 連帯保証人が死亡又は解散し、あるいは行為能力・弁済の資力を欠くに至ったとき。
- ③ 住宅が破損し、又は破損のおそれがあるとき。

(第12条) 禁止事項

- 1. 借主は住宅の全部または一部を転貸してはならない。
- 2. 借主は住宅の賃借権を譲渡してはならない。
- 3. 借主および入居者は、本物件内において犬・猫などの動物を飼育してはならない。

(第13条) 解約の予告

- 1. 賃貸借期間の定め(第3条)にかかわらず、借主は1ヶ月の予告期間をおいて書面で貸主に申し出ることにより賃貸借を解約することができる。この場合、借主は明渡予定日の1ヶ月前迄に指定の書式による解約通知書を提出するものとし、解約通知書に記載された明渡予定日をもって賃貸借は終了する。
- 2. 前記予告・通知にかえて、賃料・管理費の1ヶ月分を支払うことにより即時解約することができる。
- 3. 貸主が期間満了日以後の日を終了として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間をおいて、書面により通知する。

(第14条) 契約の終了

公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったとき、または天災地変・火災その他、貸主および借主のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失または毀損し本物件が使用不能となったとき、この賃貸借は当然に終了する。

(第15条)契約の解除

借主が次の各号のいずれかに該当する行為を行い、信頼関係を損なったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- ① 入居申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって入居したとき。
- ② 賃料等の支払を5回以上遅滞したとき又は2ヶ月分の賃料等の支払が月末にないとき。

- ③ 借主又は入居者の責に帰すべき事由により本物件を滅失又は破損し、原状回復の要求に応じないとき。又はこれに要する費用を賠償しないとき。
- ④ 近隣及び他の居住者に対し、危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき及び管理組合が規定する管理規約及び使用細則等の違反行為を行い、管理組合から退去要求等が行われたとき。
- ⑤ 借主又は入居者の一人でも反社会的と認められる団体の構成員(暴力団関係者など)として警察当 局の介入を生じさせる行為を行ったとき。又はそのおそれがあるとき。
- ⑥ 支払を停止し、又は破産を申し立てられる等、信用に不安を生じさせたとき。
- ⑦ 本契約の条項に違反したとき。
- ⑧ 賃貸借を継続し難い、重大な背信行為を行ったとき。

(第16条) 立入検査

- 1. 貸主は住宅の管理上、又は借主が2ヶ月以上賃料・管理費を滞納したときで、本物件内に立ち入って検査をする必要が生じたときは、予め、その旨を借主もしくは入居者に通知し借主又は入居者の立会のもとにこれを行う。
- 2. 借主もしくは入居者は、上記立入検査に協力しなければならない。

(第17条) 明渡し

- 1. 借主は、賃貸借終了時に本物件を貸主に明け渡さなければならず、明渡しが遅延する場合、賃貸借終日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料及び1日あたり管理費の合計額の2倍に相当する金額を、損害金として貸主に支払わなければならない。
- 2. 借主は、賃貸借の終了に際し移転料・立退料・変更した箇所及び造作物の買取り、その他の諸経費についての請求をすることはできない。
- 3. 借主は明渡しの場合、次の各号に定める事項を実行しなければならない。
 - ① 借主及び入居者すべての者の退去。
 - ② 借主及び入居者が搬入したすべての家財物品等の搬出。
 - ③ 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の撤去処理。
 - ④ 退去にともなう電気・ガス・水道等の代金精算手続(精算書類の提示が必要)。
 - ⑤ 住宅の原状を変更した場合における原状回復の完了 但し、貸主が回復を希望しない場合はこの限りでない。
 - ⑥ 退去時における鍵(入居時に受け取ったもの)、の返還。

(第18条) 行方不明の場合の措置

借主及び入居者が2ヶ月以上行方不明で連絡ができない場合、本契約は当然に終了する。

(第19条) 連帯保証人

- 1. 連帯保証人は借主と連帯して、この契約に基づく借主の貸主に対する一切の債務(第17条に規定する事項を含む)について履行の責を負う。
- 2. 連帯保証人は、本契約の更新がなされた後も引き続きその責を負う。

(第20条) 入居中の費用負担事項

- 1. 電気・ガス・水道等の使用に関しては、借主もしくは入居者が直接施設者と契約する。 但し、法規上又は建物の構造上これができないときは、貸主が借主もしくは入居者に代わって契約する ことができる。この場合、名義の如何にかかわらず契約によって生じる使用料は、借主もしくは入居者
 - が負担するものとする。
- 2. 貸主及び借主は、賃貸借期間中、建物及び付帯設備等の修理の必要が生じた場合、別項の「入居中の補修負担区分」にもとづき処置をし、その費用を負担する。但し、貸主は建物・付帯設備について予め修理保証をしない旨告知した設備を除いて、賃貸借開始日より60日間その作動を保証する。

当

5

至新

3. 前項にかかわらず、借主及び入居者の責による建物・付帯設備の損耗・故障は借主が自己の費用負担において修理を行い、損害を賠償しなければならない。

(第21条) 法人契約の場合

借主が法人である場合、入居者は標記のものに限定され、入居者の入替えは認めない。

(第22条) 代理権の授与

借主は、下記①②に記載する事項について、連帯保証人(本契約締結後、あらたに連帯保証人となった者を 含む)に代理権を授与する。

- ① 契約解除等、貸主からの意思表示を受領すること。
- ② 賃貸借終了の場合に、本物件を原状回復し貸主に明渡すこと。

但し、上記①の授権事項については貸主はまず借主本人にたいして通知を発し、これが借主の行方不明・受 取拒絶等により到達しない場合に限り連帯保証人に対して通知することができる。

尚、貸主から借主への通知は、書面による通知先の指定がある場合はその指定通知先に、指定がない場合には本物件所在地(借主が法人である場合には借主の申し出た最終の本店所在地)にあてて発信すれば足りるものとする。

(第23条) 火災保険への加入

借主又は入居者は本契約締結時に、火災などによる本物件内の家財の損害及び貸主に対する損害の賠償に備えて、本物件を対象とした家財保険などの損害保険に自己の負担にて加入しなければならない。また、本契約が更新された場合も同様とする。

(第24条) 管轄裁判所

本契約に関する調停・訴訟の管轄は、建物の所在地を管轄する裁判所とする。

(第25条) 特約事項

本契約書において、特約事項がある場合、各条項より特約事項を優先するものとする。

(第26条) 自治会・管理組合への加入

借主又は入居者は、管理組合・自治会へ加入するとともに管理規約及び使用細則を遵守しなければならない。

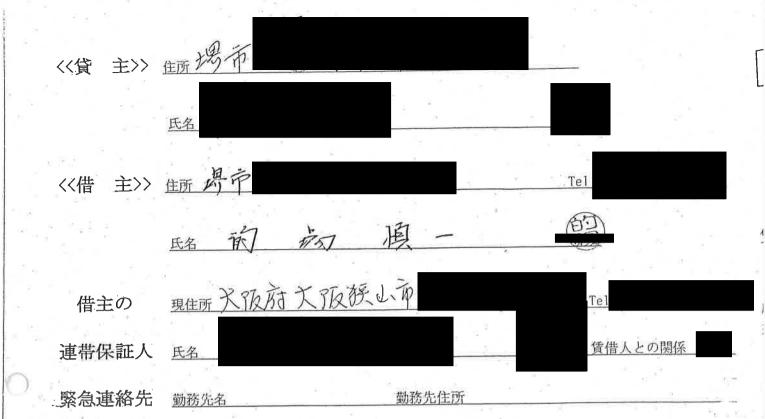
***************************************			Same and the latest and				
-					1		

* <u>1</u>				***************************************			2
3				* 1		Academic Higher Company	Ti Ti
		=	*			**************************************	
			- 11		4		
	- 2	#1 E		1			
					A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	All Control of Control	

この契約の締結を証するため、本契約書を作成し当事者が署名捺印のうえ各1通を保有する。

尚、貸主・借主及び借主連帯保証人は、本契約書が契約締結日現在における当事者の合意を規定したものであり、契約締結以前に貸主・借主・連帯保証人・媒介(代理)業者の間でなされた、協議内容・合意事項・あるいは、方当事者から相手方あるいは媒介(代理)業者に対して行った申し入れ等と本契約書記載内容が個違する場合は、本契約書記載内容が優先することを相互に確認する。

平成25年 / 0月 / 0日



仲介業者免許番号大阪府知事(4)第 45834 号
増 市南区竹城台1丁1番2号住所堺市南区竹城台1丁1番2号商号日生ハウジング株式会社
代表取締役 三 好 明宅地建物登録番号
取引主任者大阪 108028号

賃貸借契約用

平成 25年10月10日

誓約 書

貸主 殿

下記不動産(以下「本物件」という)の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)(以下「条例」という)第19条に基づき、貸主が借主に対し、本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、本誓約書2通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各1通ずつ提出する。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使用しないことを誓約する。

所在地 (住居表示) 堺市南区深阪南342-12

種 類 事業用

借主住所坍市

氏 名

前面由一

場

上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に対し本物件を暴力団事 務所に使用しないことを確認した。

代 理 住 所

または 商号

媒介業者 代表者

堺市南区竹城台1丁1番2号 日生ハウジング株式会社 代表取締役 三 好 明



以上

自動車保管場所 (車庫) 賃貸借契約書

り自動車保管場所 (車庫) 賃貸借契約を締結します。 と賃借人的場頂一様での間に、次のとお

賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所(車庫)を賃借人に賃貸し、賃借人はそ の所有する自動車の駐車(格納)の目的をもってこれを賃借します。 自動車保管場所 (車庫)

宅地 (車庫) の所在地場市南区深及南三四0-平方メートルのうち

(駐車場番号

車両名および車両番号

条 ら申し受けるものとします。 うものとします。ただし、本月分は金 とし、賃借人は毎月 賃借料は壱か月金 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払 円也 (壱か月未満の賃借料は日割計算とする。) (三月分配を男也を賃貸人は賃借人か

第三条 契約期間は平成十五年 ナ月 日から平成十大年 十月三十一日

四 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を 解除することができるものとします。 までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

賃料の支払いを怠ったとき。

二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。

三、その他この契約に違反したとき。

賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所(車庫)を使用しなければならない のとします。

六条 賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。 所(車庫)またはその施設および保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えたときは、 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場

で発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。 賃貸人は、保管場所(車庫)に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかない

各当事者は、少なくとも壱か月前の予告をもって、この契約を解約することができるもの とします。ただし、賃借人は予告に代え壱か月分の賃借料相当額を賃貸人に支払って即時

この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 に解約することができるものとします。

第

九

第

延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返 正帯賃請料にはある。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したと

還するものとし、利息はつけないものとします。

各自署名押印のうえ、 右のとおり契約が成立しましたので、 各壱通を所持します。 本契約書 式 通を作成し

平成于五年十一

賃借人 賃貸人 名

接製紙ず

自動車保管場所(車庫)賃貸借契約書

り自動車保管場所 (車庫) と賃借人 賃貸借契約を締結します。 的陽慎一種の間に、

賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所(車庫)を賃借人に賃貸し、 の所有する自動車の駐車(格 旳をもってこれを賃借します。 賃借人はそ

自動車保管場所(車庫) 場市南区深及南三日の 平方メートルのうち

(駐車場番号

自動車台数 車両名および車両 台

賃借料は壱か月金 ら申し受けるものとします。 うものとします。ただし、 とし、賃借人は毎月 本月分は全 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払 千円也 (壱か月未満の賃借料は日割計算とする。) 市市场 保証金門也を賃貸人は賃借人か

三条 契約期間はアカゴナカ年 までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。 ナ月 日から正成一十六年 十月三十日

四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を 解除することができるものとします。

賃料の支払いを怠ったとき。

賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。

三、その他この契約に違反したとき。

Ŧi 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所(車庫)を使用しなければならないも のとします。

六 条 賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場 (車庫) またはその施設および保管場所 (車庫) の他の自動車に損害を与えたときは、

七 賃貸人は、保管場所(車庫)に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかない で発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

Д 条 各当事者は、少なくとも壱か月前の予告をもって、この契約を解約することができるもの に解約することができるものとします。 とします。ただし、賃借人は予告に代え壱か月分の賃借料相当額を賃貸人に支払って即時

第 九 還するものとし、 延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返 申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了 この契約締結の際、 利息はつけないものとします。 賃貸人は保証金として金 したときに賃借人に返還するが円也を賃借人から

(特約事項)

各自署名押印のうえ、 右のとおり契約が成立しましたので、 各壱通を所持します。 本契約書 通を作成

平成二十五 年 ナー月 賃借人 賃貸人 複製禁ず 日本は分